



令和4年7月1日 13時00分

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

法面崩土に伴う国道42号の通行規制(第4報) ～7月1日(金)13時 通行止めから片側交互通行としました～

法面崩土が発生したため、6月26日(日)18時55分頃から国道42号東牟婁郡串本町串本地内にて通行止めを行っていましたが、崩落した法面の応急復旧作業が完了したため、令和4年7月1日(金)13時に通行止めから片側交互通行となりました。

なお、当該区間においては、法面崩土の恒久対策が完了するまでの間は、計測管理を強化しており、法面変状の観測状況に応じて点検のため通行止めを行う場合があります。

◇片側交互通行区間

ひがしむろぐん くしもとちょう くしもと
東牟婁郡串本町串本地内

◇その他

今回の片側交互通行は、暫定的な処置であり、今後、恒久対策を引き続き実施してまいります。

道路を利用される方には、迂回などご不便をおかけしましたが、ご協力をいただきありがとうございました。

なお、継続して片側交互通行となり、道路を利用される皆様には、引き続き大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

〈取扱い〉

〈配布場所〉

和歌山県政記者クラブ
和歌山県政放送記者クラブ
和歌山県地方新聞記者クラブ

田辺記者クラブ
新宮記者クラブ
新宮中央記者クラブ

〈問合せ先〉

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(道路) 本田 明(ほんだ あきら)

道路管理課長 足立 勝人(あだち かつひと)

TEL 0739-22-4564(代表)



○応急復旧作業完了

